

第418回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	埼玉会館4A会議室	担当書記	岡部 貴文	
会議日数	自 令和5年2月7日(火) 1日間 至 令和5年2月7日(火)			
出席者数	委員定数13名中出席者10名			
出席委員	岡本 信明	坂本 均	島田 敬万	松本 泉
	新井 博	岡田 信義	田中深貴男	大冨 早孝
	矢野 雅	古谷 愛子		
欠席委員	田中喜久雄	米田 和夫	大久保 香里	
県出席者	農林部副部長	横塚 正一	生産振興課長	長谷川征慶
	担当副課長	南原 恵子	担当主幹	甲賀真人
	担当技師	岡部 貴文		
	水産研究所長	青木 伯生	主任専門員	梅沢 一弘
	技師	小山 知洋	主任	山田 建
事務局	生産振興課長	長谷川征慶	担当副課長	南原 恵子
署名委員	会 長.....			
	委 員.....			
	委 員.....			

会議に付した議案並びに審議結果

審議

議案番号	件名	結果
1	群馬県、千葉県、東京都の共同漁業権に係る漁場計画の案について	承認
2	入間漁業協同組合の遊漁規則の変更について	承認
3	コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について	承認

協議

議案番号	件名	結果
	第五種共同漁業権に係る増殖指針について	—

報告

報告番号	件名	結果
	埼玉県、栃木県の内水面漁場計画の案について	—

発 言 者	発 言 内 容
司 会	<p>第418回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催します。</p> <p>本日は13名中10名の委員に御出席をいただいております。総数13名の過半数を満たしていることから委員会事務規程第6条の規定により本委員会は成立することを御報告いたします。</p> <p>開会に当たり、会長、御挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>第418回内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言御挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方におかれましては、公私御多忙中のところ御出席いただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>新年、最初の委員会になりますが、今回も活発な御意見により充実した委員会ができますよう、御協力をお願いします。</p> <p>さて、来月の1日には、釣り人が待ちに待った溪流魚釣りが解禁となり、新たな釣りシーズンが始まります。</p> <p>今年は、雨が少ないせいか、川の水位が下がっているようです。溪流魚釣りも非常に人気のある釣りですので、天候に恵まれ、多くの方が釣りを楽しめることを期待しています。</p> <p>また、荒川下流の春の風物詩といえ、3月の末から始まる稚アユの遡上であります。</p> <p>昨年は秋ヶ瀬取水堰を遡上するアユが19万尾を超えて、例年になく多かったようです。今年も、多くのアユが荒川を遡上し、釣り人の楽しみが増えることを期待しています。</p> <p>本日の委員会は、群馬県、千葉県、東京都の漁場計画の審議のほか、審議事項、協議事項が数多くございます。</p> <p>委員の皆様方の御協力をいただきながら、円滑に進めていきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>まだまだ寒い日が続いておりますが、御参会の皆様には、ますます御健勝であられますことを祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、農林部副部長より挨拶を申し上げます。</p>

農 林 副 部 長	<p>第 418 回埼玉県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>会長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、日頃より、本県水産行政の振興に格別な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。</p> <p>令和 5 年、初めての委員会でございます。本年も、委員の皆様方には大所高所からの御意見、御提言を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>さて、本日の議題は、審議事項 3 件、協議事項 1 件、報告事項 1 件を予定しております。</p> <p>近隣都県や本県の漁場計画を中心に、今後 10 年の本県内水面漁業の振興に深く関わる内容でございます。</p> <p>委員の皆様方には、忌憚のない御意見を賜りますよう、お願いを申し上げます。</p> <p>結びに、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、これより議事に入りますが慣例により、会長に議長をお願いします。</p>
議 長	<p>それでは、これより会議を開始します。本日は、会議の傍聴人はいません。</p> <p>はじめに、議事録署名人を指名します。委員会事務規程第11条で、会長が指名することになっていますので、松本委員と島田委員を指名します。書記は、事務局をお願いします。</p> <p>本日は、次第にございますとおり審議事項が 3 件、協議事項が 1 件、報告事項が 1 件あります。</p> <p>慎重かつ円滑に議事が進行しますよう努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、発言された内容は議事録に記載され、県ホームページで公開となりますので御了承願います。</p> <p>次第に基づきまして、進めさせていただきます。</p> <p>それでは審議事項第 1 号議案の「群馬県、千葉県、東京都の共同漁業権に係る漁場計画の案について」、事務局から説明してください。</p>
事 務 局	<p>審議事項について説明いたします。</p> <p>内水面漁場計画の策定にあたっては、漁業法第 64 条に基づいて、「県知</p>

事は内水面漁場計画を定めるときは、漁場管理委員会の意見を聴かなくてはならない、そして、知事から意見を求められた漁場管理委員会は公聴会を開催し、利害関係人の意見を聴かなくてはならない」とされています。

利害関係人の意見を聴くために、先ほど開催した公聴会では、公述人がいませんでしたので、これを踏まえ、3都県の漁場計画について御審議いただき、意見をまとめてくださるようお願いいたします。

資料は、群馬県知事から当委員会あての「第五種共同漁業権の内水面漁場計画について」諮問する文書です。群馬県が定める内水面漁場計画の一部が、埼玉県内の河川にかかるため、漁業法に基づき意見を求められたものです。公示番号、免許の内容たるべき事項などが記載されております。次の資料は、同じく千葉県と東京都から、それぞれ、埼玉県内の漁場に係る各都県の内水面漁場計画について当委員会あてに意見を求める文書となっています。

各都県の計画の内容について御説明いたします。

最初に、群馬県の計画です。群馬県では神流川上流の神流湖を主な漁場とする群馬県共第7号と、渡良瀬遊水池を流れる谷田川を漁場とする群馬県共第11号の2つの漁場が埼玉県に関係があります。

まず、群馬県共第7号です。「漁業の種類」は、あゆ・ますの他5種類の魚種で、漁業の時期は通年。「漁場の位置」は、秩父市・神川町のほかは群馬県となります。

「漁場の区域」は、神流川のうち、群馬県神流町の境から神川町の渡戸橋までとその支流で、「免許の制限・条件」はありません。また、県内漁協への免許はありません。

次に、群馬県共第11号です。「漁業の種類」は、こい・ふな・うなぎ・なまずとなり、「漁業の時期」は通年、「漁場の位置」は、加須市の他、群馬県と栃木県です。

「漁場の区域」は、谷田川のうち、谷田川橋から上流とその支流となります。県内では加須市で遊水池に接する約700mの区間のみです。「免許の制限・条件」はありません。「存続期間」は千葉県と同様の令和5年9月1日から令和15年8月31日までで、「免許の予定日」は、令和5年9月1日となっています。

続いて、千葉県です。利根川のうち、加須市から下流の千葉県香取市の区間を漁場とする千葉内共第14号です。「漁業の名称」は、こい・ふな・うなぎの3種類です。「漁業の時期」は1月1日から12月31日までの通年となっています。漁場の位置は、本県では加須市、久喜市となり

	<p>ます。「制限・条件」には、茨城県五霞町にある関宿閘門の上流 50m の区間において、網漁具の使用が禁止されています。「漁業権の存続期間」は 10 年間で、免許予定日は令和 5 年 9 月 1 日となっています。</p> <p>「関係漁協」は、現在漁業権が免許されている、本県の埼玉県北部漁協のほか、千葉県の手賀沼漁協・印旛沼漁協、茨城県の新利根漁協・鬼怒利根漁協です。</p> <p>次に東京都内共第 11 号で、「漁場の区域」は江戸川と旧江戸川となります。江戸川は、第一種共同漁業権と第五種共同漁業権の 2 種類が免許されています。「漁業の名称」は、第一種がしじみ、えむし、第五種がこい、ふな、うなぎです。「漁業の時期」は通年で、「漁場の位置」は、江戸川が流れている市町村となります。</p> <p>「制限・条件」は、関宿閘門から下流 100m の区間で、網漁具の使用が禁止されています。「関係漁協」は、本県の埼玉東部漁協の他、東京都、千葉県の計 4 漁協です。漁業権の存続期間と免許予定日は、千葉県・東京都と同様です。</p> <p>各県の諮問の内容となる内水面漁場計画の説明は以上になります。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>この議題については、公聴会において利害関係者の意見を聞いた後、委員会で審議し、答申することとしておりましたが、先ほどの公聴会において意見の申出はありませんでした。委員の皆様から御意見、御質問がありましたらお願いします。</p> <p>御意見がないようなので、本件に対する委員会の意見は無しとします。</p>
議 長	<p>続きまして、審議事項第 2 号議案の「<b>入間漁業協同組合の遊漁規則の変更について</b>」、事務局から説明してください。</p>
事 務 局	<p>第 2 号議案について御説明いたします。</p> <p>第 2 号議案は、前回の委員会で事前協議をいただきました「<b>入間漁業協同組合の遊漁規則の変更について</b>」、埼玉県知事から委員会に諮問があったものです。</p> <p>遊漁規則の変更認可にあたっては、漁業法第 170 条第 4 項により、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななくてはならないと定められています。</p> <p>変更の理由は、スマートフォンなどを利用した遊漁承認証のインターネット販売を導入し、遊漁者の利便性の向上並びに組合経営の安定を図るこ</p>

	<p>とです。</p> <p>変更箇所は、第2条第2項の「遊漁の承認方法」、第8条第1項の「遊漁料の納入方法」及び第10条第1項の「遊漁承認証の交付の方法」のそれぞれの条項に「オンラインシステム」という言葉を加えるものです。その他に、オンラインシステムに対応した新たな遊漁承認証の様式を加えます。</p> <p>入間漁業協同組合では、2月4日に総代会を開催し、遊漁規則変更について決議しています。</p> <p>また、今回の変更は遊漁規則に新たな制限を加えるものではなく、遊漁を不当に制限するものではないことから、遊漁規則の認可の要件に合致するものと考えております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。御審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。ただいまの説明について御意見、御質問があればお願いいたします。</p>
<p>委 員</p>	<p>入間漁協の現状について御説明します。入間漁協は年々組合員数が減少する中で、釣り人に足を運んでいただけるよう取り組んでおります。</p> <p>当組合は、以前からアユの放流に力を入れているところです。近年では、若い人たちの間で、アユイングと呼ばれるアユのルアー釣りの人気が高まっているようで、昨年アユイングを行う区域を設けました。その結果が、大変好評だったため、過日開催された総代会において、今年度はさらに区域を拡げることを決定しました。</p> <p>前回この委員会で釣り具店への配慮について御指摘がありました。釣り具店に遊漁券の販売をお願いしているところではありますが、販売は主に年券で、日釣券はごく僅かです。今回ネット販売の対象としているのは日釣券のみなので、販売店への影響は少ないものと思われま。</p> <p>漁協としては、多くの方から要望のある電子遊漁券の導入で、販売所で購入する煩わしさがなくなることと、アユイングの区域拡大をセットで行うことで、遊漁者の増加を期待しています。</p> <p>また、遊漁券を購入せずに入川される方については、現場で監視員から遊漁券を購入していただきます。限られた監視員数で広い区域を回り、すべての方から料金を徴収するのは非常に困難なことです。ネット販売を導入することで、こうした問題の解決にもなると考えています。</p> <p>遊漁券を購入した釣り人と購入しない釣り人との公平性が保たれると考えます。こうした状況ですので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>オンラインシステムの導入による遊漁券の販売で、若者などを対象に遊漁者を新規開拓して収入を増やすことで、放流量を増やすなど活性化を図り、釣具店もその恩恵を受けるものと考えます。</p> <p>他に御意見はありますか。</p>
委 員	<p>時代の流れに沿っていて賛成です。一点確認ですが、通常の釣券とネット販売の券と2通りになるかと思いますが、監視員はどうやって確認を行うのでしょうか。</p> <p>監視員の年齢層も高齢であるため、ネットの位置情報などで確認できるものなのか、接近が不可能なところで釣っている方に直接川に降りて行かずに確認ができるのか、こういった形で監視員が確認するものかお答え願います。</p>
水産研究所	<p>遊漁券を購入した方のスマートフォンのGPS情報から、監視員が持っているタブレット端末上で購入者の位置情報を確認できます。また、遊漁承認証をスマートフォンの画面に表示することや、券を印刷することもできるので、従来通り直接確認することもできます。</p>
事 務 局	<p>位置情報で確認する手段は、監視員がタブレット端末を操作できないと扱えないかもしれませんが、遠くにいる人が遊漁承認証持っているか判別できる手段でありますので、現状からプラスになる手法と考えていただけたいと思います。ただし、この機能はオプションとなっていて、基本的には印刷して持つか監視員がきた時にスマートフォンの画面で遊漁承認証を見せる形になります。</p>
委 員	<p>秩父漁協の場合は、年鑑札は腕章となっていて、日釣券については針金が付いていて、帽子や背中などの見える場所につけることになっています。監視員は双眼鏡をもっていて、遠くからでも遊漁承認証の日付は確認できています。</p> <p>スマホで確認する方法については、監視員に教えればできるものと思いますが、監視員が確認、監視しやすい方法にすることが重要と考えます。</p>
議 長	<p>他に質問はありますか。</p>
委 員	<p>オンラインシステムの料金の徴収は具体的にどうするのか教えてください。それからオンラインシステムの場合は、現行の遊漁券の販売より人</p>

	<p>件費がかからないと思いますので、オンラインシステムで買うときの割引があれば、もっと売れるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>料金は、ネットで買い物をすると同じようにクレジットカードで支払いができます。</p>
議長	<p>一般的にネット販売を導入すると人の手がかからないので、安くでき、量的拡大にもなるのではないかということですね。</p> <p>その他に御意見はありますか。他にないようでしたら、本議案を承認します。</p>
議長	<p>続きまして、審議事項第3号議案の「コイヘルペスウイルス病まん延防止に係る委員会指示について」、事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>第3号議案について御説明いたします。</p> <p>議案の内容は、コイヘルペスウイルス病まん延防止のために、平成16年5月から、現在まで延長されている委員会指示の期間を1年間延長しようとするものです。</p> <p>まず、背景を説明いたします。</p> <p>コイヘルペスウイルスは、1998年にイスラエルで発生して、日本では2003年に霞ヶ浦で初めて発生が確認されました。</p> <p>発病すると、へい死率は90%を超えてと言われております。今のところ一度感染してしまうと治療法はありません。マゴイやニシキゴイといったコイ特有の病気で、キンギョ、フナ等、他の魚や人には感染が確認されていません。</p> <p>埼玉県での発生経緯ですが、各地で散発的に発生しており、埼玉県でも霞ヶ浦の発生と同じ平成15年に発生しました。</p> <p>国の対応としましては、内水面漁業の振興に関する法律により、国及び地方公共団体は伝染性疾病の予防及びまん延防止を図るため、移動の制限その他必要な措置を講ずるよう努めるものとされております。</p> <p>県の対応としては、平成16年5月から埼玉県内水面漁場管理委員会指示により、コイの生きたままの持ち出し及びコイの持ち込みを禁止するとともに、水産研究所が河川パトロールと、ウイルス検査を行い、早期発見を図っているところです。</p> <p>全国における発生状況は、平成16年をピークに減少してはいますが、引き続き発生している状況です。</p> <p>埼玉県での発生状況は、平成15年から現在まで合計40件発生しており</p>

	<p>ます。</p> <p>コイの放流については、遊漁者や漁業者から放流再開を望む声が多く聞かれているため、水産研究所では、コイヘルペスウイルス病が発生したことのある県内4か所の池や沼での放流試験を行っており、試験結果によっては、コイの放流再開に向けて検討を進めます。</p> <p>しかしながら、既発生水域の河川では 現在もコイヘルペスウイルス病のウイルスが存在している可能性が高く、国は河川からのウイルスを除くことは困難との見解を示しています。</p> <p>このため、現在のコイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示を継続する必要があると考えております。</p> <p>委員会指示（案）の内容としては、「コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共水面及びこれと接続一体をなす水面においては、埼玉県内水面漁場管理委員会が承認した場合及び埼玉県が疾病検査を行う場合を除き、コイの生きたままの持ち出し及び持込みをしてはならない」としております。指示の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。</p> <p>御承認をいただきましたら、この内容で告示をしたいと考えております。御審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に対して御質問あればお願いします。</p>
委 員	<p>農林水産省の方針が変わっていないことから、委員会指示の案の内容は良いのではないかと思います。質問ですが、令和3年にコイヘルペスウイルス病が発生した公園の池は、コイの持込み禁止の委員会指示の対象となっている水面ですか。</p>
事 務 局	<p>対象となっています。</p>
委 員	<p>原因は判明していますか。委員会指示を出しているにも関わらず持ち込みが原因で発生したのだとしたら良くないと思いました。</p>
水産研究所	<p>コイヘルペスウイルス病の発生した際には、水産研究所で疫学的調査を進めるのですが、発生原因として特定できるものがないので原因不明として処理しました。</p>
委 員	<p>ちなみにその公園には放流禁止の看板などはありますか。</p>

事務局	放流禁止の看板はありません。鶴ヶ島市と水産研究所で地引網を引いてコイをすべて捕って処分をしました。
議長	<p>捕りきって、現在コイを入れていないということですね。</p> <p>他に御意見はございますか。ないようですので、この委員会指示を継続するというので、第3号議案を承認いたします。事務局で手続きを進めてください。</p> <p>続きまして協議事項の「<b>第五種共同漁業権に係る増殖指針について</b>」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第五種共同漁業権に係る増殖指針について説明いたします。</p> <p>「1 目的」です。第五種共同漁業権では、漁業法により漁業協同組合が増殖を行う場合でなければ免許してはならず、また漁業協同組合が増殖を怠った場合には、増殖を命じ、命令に従わないときは漁業権を取り消さなければならないとしています。この増殖指針では、県が漁業権を免許するときの基準となる増殖量を示すものです。</p> <p>また、増殖を怠るとはどのような場合かの指標の一つとして、漁場管理委員会が示す目標増殖量があり、漁業協同組合はその目標増殖量に基づいて増殖を行ってくださいと指針で県が定めるものです。</p> <p>「2 増殖計画」では、別表に増殖量を示しました。また、漁業協同組合は、指針の増殖量だけではなく、行使料・遊漁料収入は可能な限り、増殖の費用に充てるとしています。</p> <p>「3 目標増殖量」では、埼玉県内水面漁場管理委員会は、漁場環境の変化並びに漁業の情勢を加味して、毎年度、目標増殖量を漁業権者に示すこととし、「4 漁業権者の増殖の義務」により、漁業権者は目標増殖量に基づき、増殖に努めるとしています。</p> <p>別表の増殖量は、免許の可否となる増殖量を漁場別に定めたものです。この表は、平成26年度に免許した指針の増殖量に、現在の漁業の実態を反映させたものとなります。</p> <p>「増殖指針別表の増殖量について」御説明します。</p> <p>現行の指針を策定した平成25年の遊漁料、行使料の収入の合計は55,332千円でしたが、直近の令和3年ではこの値が、52,237千円と約6%減少しております。また昨年から今年にかけての物価高騰により、放流用種苗の価格が10~15%上昇しています。漁協収入が94%に減少し、種苗価格が115%に上がっていることから、放流用種苗の購入金額は前回の80%と積算されます。</p>

一方、漁業協同組合の増殖実績は、ほとんどの漁場で増殖指針よりかなり多くなっています。このため、新たな増殖量は、過去3年の増殖実績の平均に80%を乗じた値と現行の増殖量と比較して、低い値をとることが適当と考えております。

この考え方を基に、漁場毎の増殖量を魚種毎に説明します。

まず、共第1号漁場ですが、増殖量の変更点は、アユを1,500 kgから1,200 kgへ、フナを100 kgから50 kg、ウナギを5 kgから2 kg、ナマズを300尾から240尾としました。アユ、フナ、ナマズは増殖実績の80%の値とし、ウグイは産卵床が効率よく増殖できることから、増殖実績にかかわらず現行の増殖量を基に考えています。ウナギについて、種苗の入手が安定しないことから2 kgです。

ワカサギは、諏訪湖の不良が原因で放流卵が入手できず指針を下回っていましたが、漁協の希望数量を入手できる見込みが立ちそうなため、現行の指針とします。

次に共第2号です。変更点はフナの産卵床を4カ所に増やし、ウナギを2 kgに減らしました。フナは5 m<sup>2</sup>ほどの産卵床一カ所で200 kgの増殖が見込まれており、放流量が700 kgであることから4カ所に増やしました。

次に共第3号です。変更点はマス類を増殖実績の80%となる460 kgとするほか、ウナギを5 kg、ワカサギ卵を1,000万粒とします。3号漁場のワカサギは、名栗湖と宮沢湖に1,000万粒ずつ放流していましたが、テーマパークの開設に伴い入間漁協が漁業権を放棄したため、今回の免許では1,000万粒としています。

次に共第4号です。変更点は、新たに漁業魚種に加わるマス類で50 kg、フナの産卵床を1カ所増やし3カ所とします。

次に共第5号です。変更点はウナギを4 kgとし、ドジョウの増殖量を増殖実績の80%の2,960尾としました。

次の共第6号は新たな漁場であり、県境の渡良瀬川が漁場となります。漁場の規模などから、増殖量はコイの産卵場を1カ所、フナの放流を10 kgまたは、産卵床を1カ所とし、ナマズの放流を30尾とします。

共第7号は成木川と直竹川を漁場とする東京都境の漁場で、入間漁協と東京都の奥多摩漁協が関係漁協です。こちらでは、新たにカジカを活用することから100尾の放流、または1カ所の産卵場造成としました。

共第8号は、東京都境の荒川で、関係する漁協は埼玉南部漁協と東京都の東京東部漁協です。コイ、フナ、ウナギ、ナマズを漁業権魚種として利用しています。こちらは変更ありません。

	<p>最後に共第9号です。変更点は、アユを現行の増殖量の80%の40kgに、ウグイを漁場環境などから2カ所とし、フナとナマズを現行の増殖量の80%とする、それぞれ、85kgと200尾にしました。</p> <p>全体として、放流による増殖量は減りますが、産卵床の造成カ所が増えております。産卵床の造成については、今年度から水産研究所が漁協に対し研修会を開催しており、積極的に指導に努めているところです。説明は以上となります</p>
委員	<p>共第3号について教えてほしいのですが、入間川や越辺川では漁場整備が進められてきました。色々な情報を見ると、アユもしっかり遡上していると聞いております。魚道を作る整備の前後で、入間漁協のアユの釣券の売上増にどのくらい効果があったのか教えてほしいです。</p>
事務局	<p>魚道を設置した平成30年前後の遊漁料収入が492万8千円、現在の収入は726万5千円であり、入間漁協の遊漁料収入は増えていますが、魚道の設置によって、アユの遡上量が増えているのか、遊漁料収入に寄与しているのか分析はできていません。</p>
委員	<p>漁協の収入が増えたとのことですが、年間660kgの放流が多いか少ないか分かりませんが、共第1号で1200kgの放流をしているので、共第3号の入間漁協で放流量を多くしてもいいのではないかという感想です。</p>
議長	<p>共第1号で1200kg放流しているので、その下流の共第3号でももう少し増やしてもいいのではないかという御意見ですね。</p> <p>まだ免許をどなたが取るかまだ分からないところで、第五種漁業権の増殖の義務として、増殖量の基準を作ろうとしているところです。</p>
事務局	<p>漁場管理委員会が毎年示す目標増殖量については、遊漁の実態や入間漁協の経営の状態を含めた増殖量を示すこととなります。</p>
議長	<p>委員の貴重な御意見は、漁業権を免許された後で反映されるということですね。</p> <p>他に御意見はございますか。</p>
委員	<p>漁協にとって増殖は義務になっておりますが、増殖にはお金がかかります。しかし、小さな組合はお金がありません。産卵床の造成はほぼ人件費のみでできるため、水産研究所の指導の下、今年はたくさんの産卵床を作りました。ぜひ今後ともバックアップをお願いします。3月3日には、水</p>

	産研究所で産卵床造成の研修会が開催されます。県からの応援もお願いいたします。
議 長	どうもありがとうございました。いろいろな形で応援をお願いしたいところです。
水産研究所	3月3日に水産研究所で各漁協を集めて、産卵床の設置の研修会を開催する予定です。水産研究所としても目標増殖量の達成に向けていろいろな支援をしていきます。
議 長	他にございますか。
委 員	<p>千葉県の内共第14号と東京都の内共第11号は隣接していて、魚種はどちらもコイ、フナ、ウナギとなっています。新しく漁場になる埼玉県共第6号については、千葉県と東京都の漁場と隣接していますが、魚種はコイ、フナ、ナマズとなっており、魚種が異なります。</p> <p>隣接する漁場で漁業権対象魚種が異なると、遊漁者の混乱を招くのではないかと危惧しています。</p>
事 務 局	<p>漁業権魚種は、漁場の広さや漁場の特性を考慮し、いかに漁協が効率的に漁場を利用できるか判断した上で定めます。</p> <p>隣接する漁場で漁業権対象魚種が異なることは他の漁場でもありますので、県の広報や漁協から遊漁者へのPRで対応していくものと考えます。</p>
議 長	千葉県の管轄する漁場では漁業権魚種にウナギが入っていて、すぐ上流の埼玉県でナマズが入り、ウナギは入ってないというのは、それはそれぞれの県の考え方や、それぞれの漁場の特性によるところですね。
委 員	<p>産卵床の設置による増殖は、在来の魚の増殖に役立つので、とてもよい方法と私は思っています。</p> <p>魚道やウナギで取り組んでいる石倉籠を設置することは難しいですが、他に放流と産卵床以外で生息環境を整えて増殖につなげるような取組例は、全国的にどのようなものがあるのでしょうか。</p>
事 務 局	<p>基本的には、増殖は積極的に魚が増える方法としています。</p> <p>場所によって特徴があり、例えば、荒川の堰に滞留している魚を上流に運ぶ汲み上げ放流や、上流から降りてきて堰に溜まっている魚を組み下ろす放流があります。それ以外の各県が取り組む方法については、また調べ</p>

	てお知らせしたいと思います。
委員	ありがとうございます。また、放流に代わる増殖の手段が増えてほしいと考えています。
議長	他にございますか。
委員	コイの増殖については、委員会指示により放流ができず、産卵床の設置のみになっていますが、コイヘルペスウイルス病のまん延も収まってきていて、近い将来は放流が可能になると思います。この増殖計画では、コイの放流はゼロで計画していますが、放流可能になったら各漁協へコイの放流を指示するようなことはあるのでしょうか。
議長	10年間の間にコイヘルペスウイルス病の問題が解決するかもしれないし、解決した場合には、増殖指針の改正がありうるのかという質問です。
事務局	県でも、委員会指示解除に向けて、水産研究所が行っている試験で良い結果を期待しているところです。この増殖指針の増殖量については、免許申請の可否となる数値となりますので、コイが放流できるようになった場合には、各漁協や釣り人の御意見を伺いながら、毎年委員会が示す目標増殖量の中で決めていきたいと思っています。
議長	<p>色々な御意見をいただきまして、多くは目標増殖量に反映させていただける内容であったと思います。お認めいただいたということで、事務局で進めていただければと思います。</p> <p>続きまして、報告事項の「埼玉県、栃木県の内水面漁場計画の案について」事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>続きまして、報告事項の埼玉県、栃木県の内水面漁場計画の案について説明します。</p> <p>漁業権の内容を定める内水面漁場計画では、9月に行われた第416回委員会で、素案の段階で説明を行い、意見をいただきました。</p> <p>素案では、漁業協同組合の要望と県が行った漁場調査から、新たに漁場に加えたい区域も含めて説明いたしました。</p> <p>その後、素案に基づき国、県、市町村など水面の管理者と漁業権の設定について協議を行い、「漁場計画素案との変更点」にまとめました。</p> <p>荒川の中・上流を主な漁場とする共第1号漁場は、素案からの変更はありません。</p>

荒川の下流を主な漁場とする共第2号漁場では、素案に記載した漁場のうち、県管理の芝川第一調節池と、東京都の河川部が管理する柳瀬川の東京都部分については、調整が整いましたので、漁場計画に記載します。国が管理する荒川第一調節池とさいたま市が管理する別所沼については、同意が得られませんでした。

入間川水系を漁場とする共第3号、小山川水系を漁場とする共第4号については、変更ありません。

県東部、利根川水系の漁場である共第5号漁場では、独立行政法人水資源機構が管理する葛西用水路、越谷市のレイクタウンの池である大相模調節池、出羽公園の池、春日部市が管理する薬師沼親水公園のいずれの区域についても同意が得られませんでした。

新たに設定する共第6号では、漁場調査と漁協の意向からこい漁業、ふな漁業、なまず漁業以外は利活用が難しいということから他の魚種は削除します。

また、国管理の渡良瀬川については調整が整い同意を得られましたが、加須市が管理する旧川については、同意が得られませんでした。それ以外の漁場では素案からの変更はありません。

以上の変更点を踏まえて、現時点の内水面漁場計画（案）の概要を御説明いたします

免許予定日は令和6年の1月1日から存続期間は10年の令和15年12月31日までです。申請期間は未定で、免許に制限及び条件は付けません。

次に、第二種区画漁業権の漁場計画です。

第二種区画漁業権では、美里町の摩訶池と古沼の2カ所で、いずれもコイの養殖業を行います。免許予定日は令和6年1月1日で区画の存続期間は5年間であることから、存続期間は令和10年の12月31日までとし、申請期間は未定です。以上の内容で、埼玉県の内水面漁場計画（案）を取りまとめる予定です。

次に、栃木県の内水面漁場計画について、御説明します。

栃木県は埼玉県と同じ令和6年1月1日に免許を行います。

現行、栃木県の内共第16号は渡良瀬川下流部を漁場としており、渡良瀬遊水地にも漁業権を設定する関係で、谷中湖の一部が埼玉県の区域となっています。諮問の時期は未定ですが、内共第16号の内容については現行から変更ない旨の連絡を受けています。

概要としては、漁業の種類が「さくらます・やまめ漁業、にじます漁業、いわな漁業、わかさぎ漁業、あゆ漁業、おいかわ漁業、ふな漁業、こい漁

	<p>業、どじょう漁業、なまず漁業、うなぎ漁業、かじか漁業」の13魚種です。漁業の時期は1年間、埼玉県漁場の位置は加須市、漁場の区域は渡良瀬川とその支流及び渡良瀬遊水地となります。存続期間は令和6年1月1日から10年間。関係漁協は栃木県の下都賀漁業協同組合となっており、本県の漁協は該当ありません。</p> <p>以上、埼玉県と栃木県の漁場計画の案を説明いたしました。今後、埼玉県と栃木県は、漁場計画の（案）の作成ができ次第、当委員会へ諮問いたします。</p> <p>このため、5月12日の1時30分から、漁場計画に係る公聴会を開催し、その後の委員会にて意見をいただきたいと考えています。</p> <p>公聴会を開催する告示については、案件に、埼玉県と栃木県の漁場計画（案）を記載する以外は前回とほぼ同じ内容で行いたいと思います。説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に御質問等がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>共第5号の漁場の区域で、葛西用水路の上流から会の川合流点までは、漁場利用不可とありますが、上流というのは利根大堰からですか。</p>
事務局	<p>上流とは、羽生市の川俣からで、葛西用水路の起点を上流として協議を行いました。埼玉用水は協議に入れていません。</p>
議長	<p>他にありますか。</p>
委員	<p>今回新たに芝川第一調節池が入りましたが、元々は漁業権漁場になっていなかったのですか。</p>
事務局	<p>今回の協議でその点も改めて確認したところです。東側が第一調節池で右側が第二調節池で、西側はまだ工事中で漁場計画にも素案にも上げませんでした。</p> <p>河川敷の漁場の範囲について、水産庁は、出水や洪水で覆われる場所までは漁場の範囲としています。芝川と芝川調節池は越流堤で繋がっていて、出水になると越流堤を超えて洪水になるため、芝川調節池も漁業権漁場と解釈できます。そういった点が文書上で確認がとれていなかった状態でしたので、今回はっきり文書上で芝川第一調節池を漁場として、問題ないと河川管理者から回答をいただきました。</p>

議 長	<p>よろしいでしょうか。時間になりましたので、この内容で手続きを進めてください。本日用意された議題が全て終了いたしましたので、これにて議長の任を解かせていただきます。委員の皆様、本日は貴重な御意見をありがとうございました。</p>
事 務 局	<p>岡本会長、ありがとうございました。</p> <p>また、委員の皆様には、本日は、慎重な御審議と貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>次回の委員会は5月12日（金）です。公聴会を1時半から、その後委員会を開催します。議題は埼玉県と栃木県の漁場計画の案についての御審議をいただきます。委員の皆様方におかれては忙しい時期かと思いますが、御予定をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第418回の内水面漁場管理委員会の会議を終了させていただきます。</p>